

**文化資料館連続講座（4回目）**

**と き** 3月25日（日）  
午後2時～4時  
**と ころ** 文化資料館3階研修室  
（古世町）  
**演 題** 「日本の伝統文化を伝える  
新民家とは一未来の子どもたち  
へのメッセージ」  
**内 容** 「古民家」から受け継ぐ  
技術と伝統文化を、未来の子ども  
たちに繋いでいくための取り  
組みについて、お話しいただき  
ます。  
**講 師** 藤井正枝さん（京都府新  
民家推進協会理事・京都府伝統

資料再生機構）  
**問** 文化資料館（月曜日休館）  
TEL22-0599、FAX25-6128  
（文化資料館）

**マッサージサービス事業**

**と き** 3月22日（木）、25日（日）  
午前10時～午後3時  
**と ころ** 総合福祉センター2階  
教養娯楽室  
**対 象** ①介護保険の要支援1～  
要介護5の認定を受けている  
人を在宅で介護している人  
②市内在住で65歳以上の人  
**定 員** ①各日12人②各日6人

（いずれも申し込み多数の場合  
は抽選）  
**参加料** 無料  
**申し込み** 3月14日（水）午前  
9時から午後3時までの間に、  
①の対象の人は電話で市役所1  
階高齢福祉課 TEL25-5032  
②の対象の人は電話で亀岡市視  
覚障害者協会事務所（総合福祉  
センター内）TEL22-1311  
**問** ①の対象の人は市役所1階  
高齢福祉課 TEL25-5032  
②の対象の人は酒井  
TEL090-1484-9161  
（高齢福祉課）

**こんなときには国民健康保険の手続きを**

就職や退職、引越などをしたときは、国民健康保険の手続きが必要な場合があります。以下のときは**14日以内**に市役所1階保険医療課（7番窓口）に届け出をしてください。

●国民健康保険に加入するときなど

こんなとき	手続きに必要なもの
亀岡市に転入したとき	印鑑・ほかの市町村の転出証明書
職場の健康保険などをやめたとき	印鑑・職場の健康保険の資格喪失証明書または、脱退連絡票
職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	
子どもが生まれたとき	印鑑・国民健康保険証
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書

●国民健康保険をやめるときなど

こんなとき	手続きに必要なもの
亀岡市から転出するとき	印鑑・国民健康保険証
職場の健康保険に加入したとき	印鑑・国民健康保険証・職場の健康保険証（扶養分も含む全員分）
職場の健康保険の扶養家族になったとき	
国民健康保険の被保険者が死亡したとき	印鑑・国民健康保険証・会葬礼状ハガキまたは葬儀領収書・葬祭費支給を受ける振込先口座がわかるもの
生活保護を受けることになったとき	印鑑・国民健康保険証・保護開始決定通知書

●その他の変更があったとき

こんなとき	手続きに必要なもの
住所・世帯主・氏名などが変わったとき	印鑑・国民健康保険証
世帯が分かれたり、一緒になったとき	
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑・届出人本人を確認できるもの・使えなくなった国民健康保険証
修学のために子がほかの市町村に転出するとき、またはその修学を終えたとき	印鑑・国民健康保険証・在学証明書（または学生証）

**14日以内に手続きを**

前の保険が切れた日から14日を過ぎると、加入手続きの届け出までにかかった医療費は全額自己負担となることがありますので注意してください。

**本人確認書類について**

各種届出や申請の手続きには個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認書類の提示が必要です。  
※別世帯の人が手続きをされる場合には委任状が必要です。

**国民健康保険料の納付は口座振替で**

国民健康保険料の納付は原則、口座振替です。市役所1階保険医療課（7番窓口）にてキャッシュカードで簡単に申し込みができます。

**取扱金融機関**：京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都市都信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行 ※京都農業協同組合・三菱東京UFJ銀行・みずほ銀行の口座登録は、キャッシュカードでの申し込みができませんので、通帳・銀行届出印が必要です。

**所得の申告を忘れずに**

国民健康保険は前年中の所得に応じて保険料や保険料の軽減割合、自己負担割合が決まります。所得がない人もこれらの適用を受けるためには申告が必要です。国民健康保険に加入している人は、所得の有無にかかわらず「必ず」申告をお願いします。

**問** 市役所1階保険医療課（7番窓口） TEL25-5025、FAX25-5021

（保険医療課）

**毎週水曜日は「地域子ども出迎えデー」《地域の子どもたちを地域で守ろう！》**